

# NTT東日本から届出のあった活用業務に対して 総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、平成31年4月18日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

## 1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本の次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）等を利用し、IP通信網サービス契約者等に対して、同社の業務区域においてクローズド・ユーザ・グループ型サービスの役務提供を行うとともに、NTT東日本の業務区域外（以下「エリア外」という。）のエンドユーザとの通信を可能とするために連携事業者※1との合意に基づき、当該連携事業者の提供する電気通信役務について料金設定を行うものである。

なお、本業務は、公募により調達している中継伝送区間に係る伝送路を用いて、NTT西日本との接続を予定している。

※1 NTT東日本が本サービスの提供を行うに当たって、エリア外において電気通信役務を提供する事業者

## 2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。また、NTT東日本とあわせて「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

### 3 確認の結果

#### (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
  - ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合
- に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、同社のNGN等を利用しているところ、本件活用業務に係る所要資金は、XXXXXXXXXXであるとしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しては、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増強等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処している。

さらに、職員についても、現在のIP通信網サービスの提供業務を行う組織の職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

#### (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、
- ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

#### 1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれ大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

##### ① 地域通信市場における競争の進展状況

本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、WANサービスのユーザが主な提供対象になり得ると考えられる。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、同社が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、WANサービス市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（平成29年度）年次レポート」（平成30年8月28日。以下「報告書」という。）のデータによれば、WANサービス市場において、NTT東日本の全国におけるシェア（平成29年度末）は18.0%（NTT東西のシェアは36.6%）であり、競争事業者も一定のシェアを確保していることを勘案すると、NTT東日本

は単独では市場支配力を行使し得ないと認められる。

## ② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務は、NTT東日本のNGNを介して提供されるものであることから、ボトルネック設備と密接な関連性を有していると考えられ、NGN及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請が高まることとなる。

この点、NGNは、第一種指定電気通信設備であり、接続約款等に基づく一定のオープン化措置が講じられているものの、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NGN及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化のために適切なものであるかという観点から、①及び③の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

## ③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、中継伝送区間に係る連携事業者を選定した上で、NTT西日本との接続を予定している。報告書のデータによれば、WANサービス市場において、NTT東西の全国におけるシェア（平成29年度末）は36.6%であり、NTT東西の水平的な市場支配力の結合についての考慮が必要である。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NTT西日本の市場支配力との結合による競争阻害的な要素の拡大を防止するために適切なものであるかという観点から、①及び②の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

## 2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目に関してNTT東日本が講ずることとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

### ① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の次世代ネットワークのSNI※4収容ルータ、中継ルータを介して、ルータ等の通信機器及び中継伝送区間に係る伝送路を組み合わせて提供するものである。

次世代ネットワークに関しては、収容局接続機能については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示しており、SNIについては、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を既に開示している。加えて、「NGNにおける当社利用部門サービスと網機能の対応関係及び各サービスのインタフェース条件等について」(平成28年11月30日公表)により、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能※5の対応関係等についても公表しており、他事業者が本業務と同様のサービスを提供するにあたって参考となる情報提供にも努めている。

これに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款及び技術参考資料等に規定している。

また、中継伝送区間に係る伝送路の調達においては、中継事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施している。

なお、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、当該事業者との間でその実現方法や利用条件等について誠実に検討・協議を進め、接続した場合には、当該接続条件を開示する等、引き続きオープン化の取組みを積極的に進めていく考えである。

以上の措置により、他事業者も本業務と同様の業務を提供することが可能であると考え。

※4 SNI(Application Server-Network Interface)・・・各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース。以下同じ。

※5「網機能」とは、網の提供する働きのことをいう。以下同じ。

#### 【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本が本件活用業務に用いるNGNについては、既に接続約款において接続料を設定する等、接続条件を開示しているとともに、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて同社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件について、既に接続約款において規定する等のオープン化措置を講じているとしている。

また、中継伝送区間に係る伝送路の調達においては、中継事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施しているとしている。

以上を踏まえれば、競争事業者も同様の業務の提供が可能であると考えられる。さらに、NTT東日本は、競争事業者から現在想定できないような具

体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしているところである。

したがって、上述の措置が講じられている限りにおいては、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要性は認められない。

## ② ネットワーク情報の開示

### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

次世代ネットワークに関しては、収容局接続機能については、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定・開示しているとともに、SNIについては、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を既に開示している。加えて、「NGNにおける当社利用部門サービスと網機能の対応関係及び各サービスのインタフェース条件等について」により、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能の対応関係等についても公表しており、他事業者が本業務と同様のサービスを提供するにあたって参考となる情報提供にも努めている。また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、顧客ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

### 【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本のNGNについては、接続に必要なインタフェース条件を接続約款に規定済みであり、競争事業者も利用可能であるとともに、サービス追加にあわせてインタフェース条件等を開示していくとしている。

また、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供している。

したがって、上述の措置が講じられている限りにおいては、新たにネットワーク情報開示の措置を講じる必要性は認められない。

## ③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバに関する区間毎の芯線空き状況等の情報、局舎コロケーションに関するスペースの空き状況等の情報及び加入光ファイバに関する提供可能エリア、光配線区画に係る電柱等の位置情報並びに開通工事の完了情報等を、他事業者向けに開示しており、他事業者との同等性は確

保されているものと考え。

他事業者から現時点において提供していない新たな情報へのアクセスに係る要望があった場合には、機微情報に配慮しつつ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

#### 【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて同社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の情報について開示している。

また、他事業者から現時点において提供していない新たな情報へのアクセスに係る要望があった場合には、機微情報に配慮しつつ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えであるとしている。

この限りにおいて、本件活用業務が、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

#### ④ 営業面でのファイアーウォール

##### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成30年6月29日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
  - i) 顧客情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
  - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
  - iii) ID管理により顧客管理システムの操作可能な社員を限定すること。

等

なお、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

また、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

#### 【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した平成30年6月29日に提出を受けた禁止行為規定遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

#### ⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

##### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

##### 【総務省が行った確認の内容】



NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他のサービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

## ⑥ 関連事業者の公平な取扱い

### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供や手続の同等性確保に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

また、次世代ネットワークについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、SNIについても、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を既に開示するとともに、利用料金等の提供条件についてIP通信網サービス契約約款に規定・公表していることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

また、本業務を営む上で、エリア外のエンドユーザとの通信を可能とするために、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者のネットワークのSNIに接続し、役務の提供を受けることを予定しているが、当該役務の提供条件は、当該他の市場支配的な電気通信事業者により公表されており、当該役務の提供が当社に対し不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるものではない。また、公募により調達する中継伝送区間に係る伝送路および当該他の市場支配的な電気通信事業者の役務については当社において料金設定を行うこととしているが、当該他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものとする。

### 【総務省が行った確認の内容】

本件活用業務の実施にあたっては、NGNについて、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定しており、SNIについても、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を既に開示するとともに、利用料金等の提供条件を契約約款に規定・公表していることから、関連事業者の取扱いに関する公平性が確保され、透明性が高められていると考えられる。

また、NTT東日本は、本件活用業務の提供にあたって、中継伝送区間に係る連携事業者を介して、NTT西日本のネットワークと接続することを予定しているため、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずることが求められるが、この点について、NTT東日本は、NTT西日本とは別個の設備を構築するとともに、NTT西日本と排他的な共同営業を行

う考えはないとしている。

さらに、競争事業者との間における同等性確保のための措置に関しては、NTT東日本は、本件活用業務の実施に当たって、十分な情報提供や手続の同等性確保に努めるとしているほか、上記「①ネットワークのオープン化」及び「②ネットワーク情報の開示」に記載のとおり、NTT東日本は、NGNのオープン化に向けた取組を進め、ネットワーク情報の開示を行っていくとしている。

このように、上記の各措置が講じられている限りにおいては、本件活用業務が、関連事業者の公平な取扱いのための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

また、本業務を営む上で、エリア外のエンドユーザとの通信を可能とするために、NTT西日本のネットワークのSNIに接続し、役務の提供を受けることを予定しているが、当該役務の提供条件は、当該他の市場支配的な電気通信事業者により公表されており、当該役務の提供が当社に対し不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるものではないといえる。

#### ⑦ 実施状況等の報告

##### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧:経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内:公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。
- ・社内文書・規定類等の一部:コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

##### 【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

また、上述の項目①から⑥までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新

たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めるとを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。